

食料の持続的な供給に関する法制化について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年8月

新事業・食品産業部

目次

- 1 合理的な費用を考慮した価格形成・・・・・・・・・・ 8
- 2 持続的な食料システムの確立・・・・・・・・・・ 14

食料・農業・農村基本法（抜粋）①（改正法・令和6年6月5日公布・施行）



○ 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）



（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手**が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の**寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動**の促進、**事業基盤**の強化、円滑な**事業承継**の促進、**農業との連携**の推進、**流通**の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する**新たな事業の創出**の促進、**海外における事業の展開**の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進**及びこれらの**合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価が適切に反映**されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

食料システムを通じた食料の持続的な供給

【直面する課題】

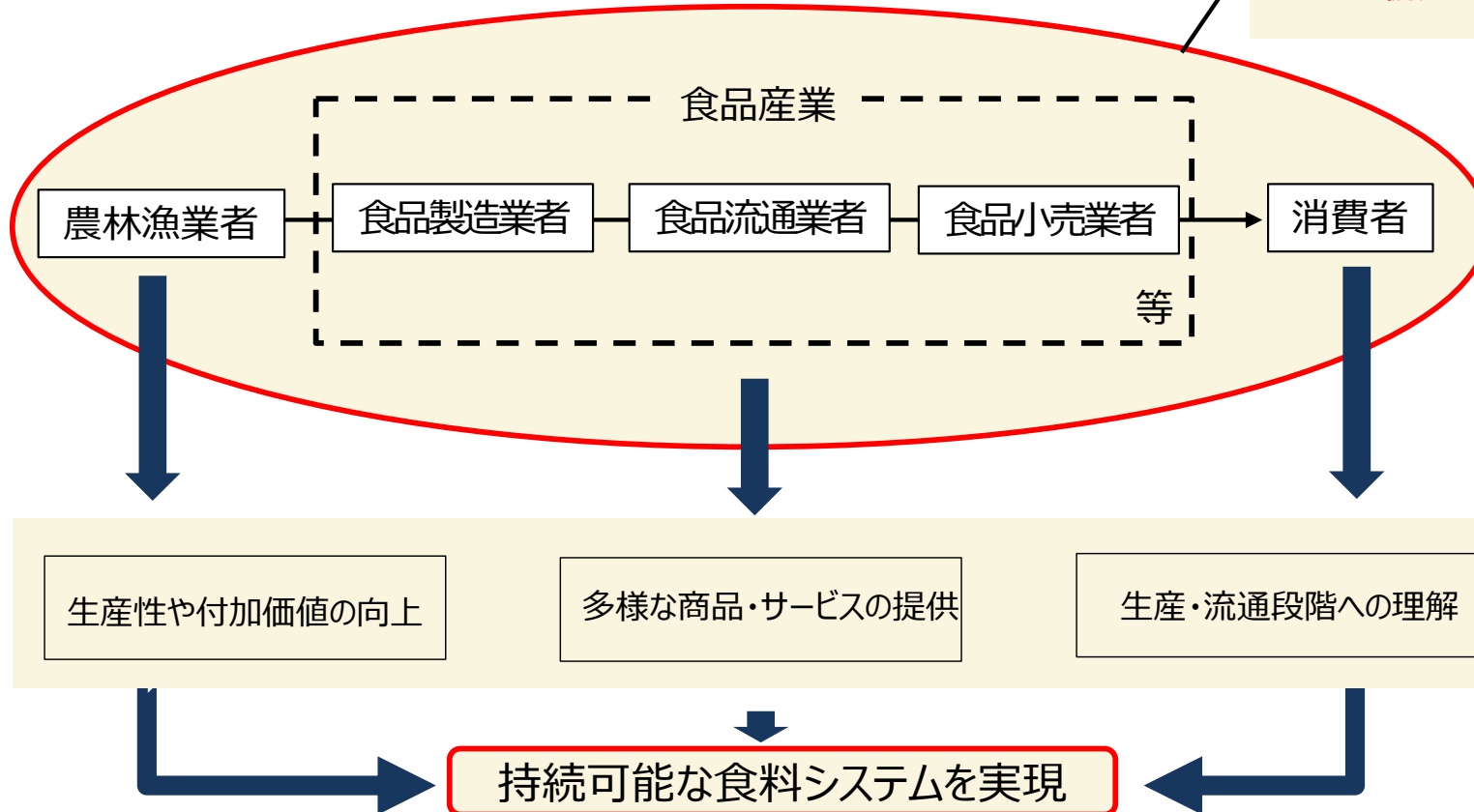
原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、
食料システムの持続性を確保する
ために、協調することが必要。



適正な価格形成に関する協議会



- **令和5年8月**から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**協議会**を開催。
- 協議会の下には、**飲用牛乳、豆腐・納豆、米、野菜**のワーキンググループを設置し、**具体的に議論**。

<構成員>

【生産者】

全国農業協同組合中央会	藤間 則和	常務理事
全国農業協同組合連合会	齊藤 良樹	代表理事専務
日本農業法人協会	井村 辰二郎	副会長
中央酪農会議	隈部 洋	副会長

【製造業者】

食品産業センター	荒川 隆	理事長
日本乳業協会	宮崎 淑夫	専務理事

【流通業者】

全国中央市場青果卸売協会	出田 安利	専務理事
日本加工食品卸協会	時岡 肯平	専務理事

【小売業者】

日本チェーンストア協会	牧野 剛	専務理事
日本スーパーマーケット協会	江口 法生	専務理事
全国スーパーマーケット協会	島原 康浩	常務理事

【外食・中食業者】

日本フードサービス協会	坂本 修	専務理事
日本惣菜協会	黒田 久一	副会長

【消費者】

日本生活協同組合連合会	二村 睦子	常務理事
全国消費者団体連絡会	郷野 智砂子	事務局長
主婦連合会	田辺 恵子	副会長

【学識経験者】

中村学園大学	福田 晋	特命教授
宮城大学	三石 誠司	副学長・教授

<開催実績>

令和5年 8月29日	第1回 適正な価格形成に関する協議会
10月11日	第2回 適正な価格形成に関する協議会
10月20日 30日	第1回 飲用牛乳ワーキンググループ 第1回 豆腐・納豆ワーキンググループ
11月17日 28日	第2回 飲用牛乳ワーキンググループ 第2回 豆腐・納豆ワーキンググループ
12月27日	第3回 適正な価格形成に関する協議会
令和6年 2月 9日	第3回 豆腐・納豆ワーキンググループ
3月15日	第3回 飲用牛乳ワーキンググループ
4月 5日	第4回 適正な価格形成に関する協議会
8月 2日	第5回 適正な価格形成に関する協議会
10月24日	第6回 適正な価格形成に関する協議会
11月 5日 6日	第1回 米ワーキンググループ 第1回 野菜ワーキンググループ
令和7年 2月 4日 7日	第2回 米ワーキンググループ 第2回 野菜ワーキンググループ
3月21日	第7回 適正な価格形成に関する協議会
4月15日 16日	第3回 米ワーキンググループ 第4回 豆腐・納豆ワーキンググループ
6月 6日 18日	第3回 野菜ワーキンググループ 第4回 野菜ワーキンググループ
25日	第5回 豆腐・納豆ワーキンググループ 第8回 適正な価格形成に関する協議会
7月15日	第4回 飲用牛乳ワーキンググループ

食品産業の持続的な発展に向けた検討会



- 令和5年8月から、生産から消費に至る食料システムの関係者が一堂に会する**検討会**を開催。
- 検討会の下に、**食料安全保障、環境等配慮、人口減少社会**の3つのプロジェクトチームを設置し、議論。

<構成員>

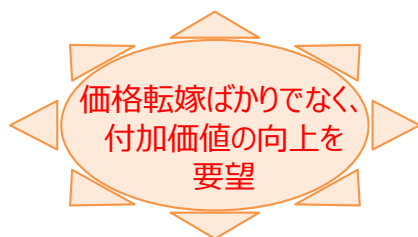
【生産者】	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会 日本農業法人協会	馬場 利彦 専務理事 齊藤 良樹 代表理事専務 紺野 和成 専務理事
【製造業者】	食品産業センター 明治HD株式会社 株式会社一ノ蔵	荒川 隆 理事長 松岡 伸次 常務執行役員CSO 浅見 紀夫 相談役
【流通業者】	全国中央市場青果卸売協会 日本加工食品卸協会 食品等流通合理化促進機構 全国青果卸売協同組合連合会 全日本トラック協会	出田 安利 専務理事 時岡 肯平 専務理事 村上 秀徳 会長 井出 禎久 専務理事 若林 陽介 理事長
【小売業者】	日本チェーンストア協会 日本スーパーマーケット協会 全国スーパーマーケット協会	牧野 剛 専務理事 江口 法生 専務理事 島原 康浩 常務理事
【外食・中食業者】	日本フランチャイズチェーン協会 日本フードサービス協会 日本惣菜協会 日本べんとう振興協会	大日方 良光 専務理事 坂本 修 専務理事 今里 有利 副会長 嵯峨 哲夫 専務理事
【消費者】	日本生活協同組合連合会 全国消費者団体連絡会 主婦連合会	二村 睦子 常務理事 郷野 智砂子 事務局長 柿本 章子 副会長
【スタートアップ】	株式会社UnlocX 株式会社スパックホルダー DAIZ株式会社	田中 宏隆 代表取締役CEO 大野 泰敏 代表取締役社長 杉山 浩司 顧問（戦略・海外担当）

<開催実績・予定>

月日	会合
令和5年 8月 31日	第1回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会 → プロジェクトチームの設置を決定
9月 26日	第1回 食料安全保障プロジェクトチーム
10月 6日	第1回 環境等配慮プロジェクトチーム
13日	第1回 人口減少社会プロジェクトチーム
24日	第2回 食料安全保障プロジェクトチーム
11月 2日	第2回 環境等配慮プロジェクトチーム
10日	第2回 人口減少社会プロジェクトチーム
17日	第3回 食料安全保障プロジェクトチーム
24日	第3回 人口減少社会プロジェクトチーム
12月 22日	第2回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和6年 8月 29日	第3回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
令和7年 1月 21日	第4回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会
6月 20日	第5回 食品産業の持続的な発展に向けた検討会

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。



合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

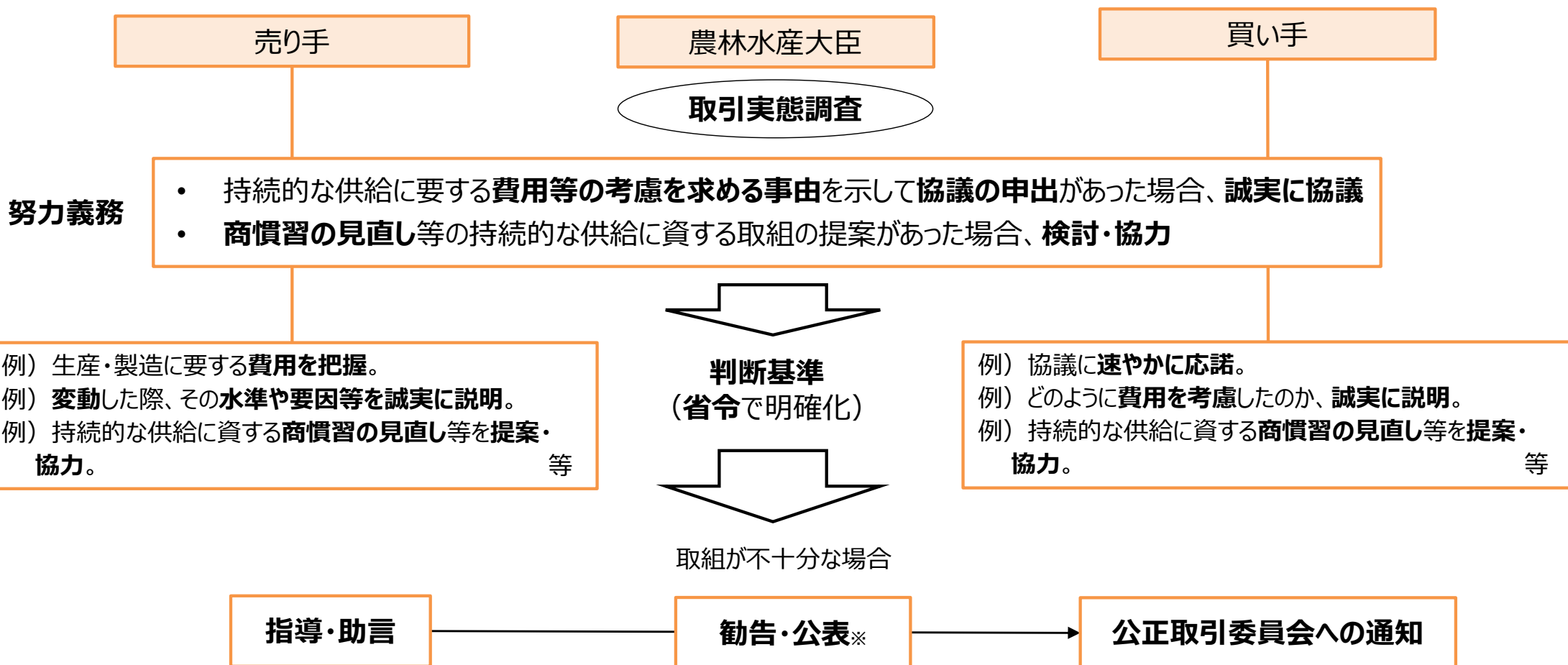
1 合理的な費用を考慮した価格形成



規制措置（全体像）

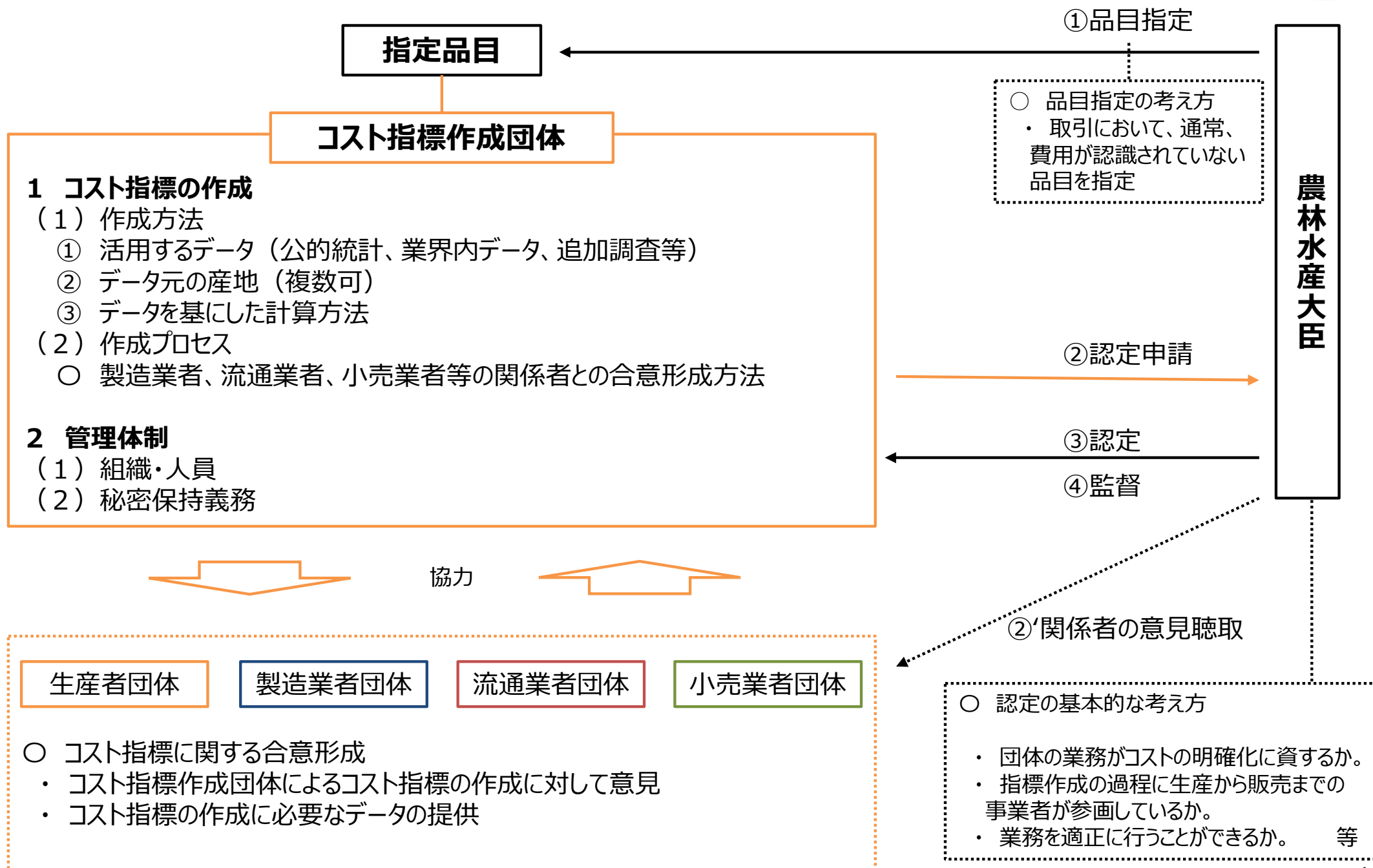
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。

品目の指定／コスト指標の作成



規制措置の流れ



- **食料全般**に関して、**実態調査**を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、**規制措置**を実施。

《取引実態調査》

- **食料全般**に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》 ～規制措置として導入～

- 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**。
- **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**。

《判断基準》

売り手	買い手
～詳細は省令で規定～	

《指導・助言》

- **適確な実施を確保**するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》

- 勧告に必要な場合、報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》

- **実施状況が不十分**な場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、**事業者名**、勧告した旨を**公表**。

《公正取引委員会への通知》

- **不公正な取引方法に該当する事実**があると考えるときには、公正取引委員会に通知。

《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方向的な決定】

- 消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方向的**に求めることが**常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方向的な非協力】

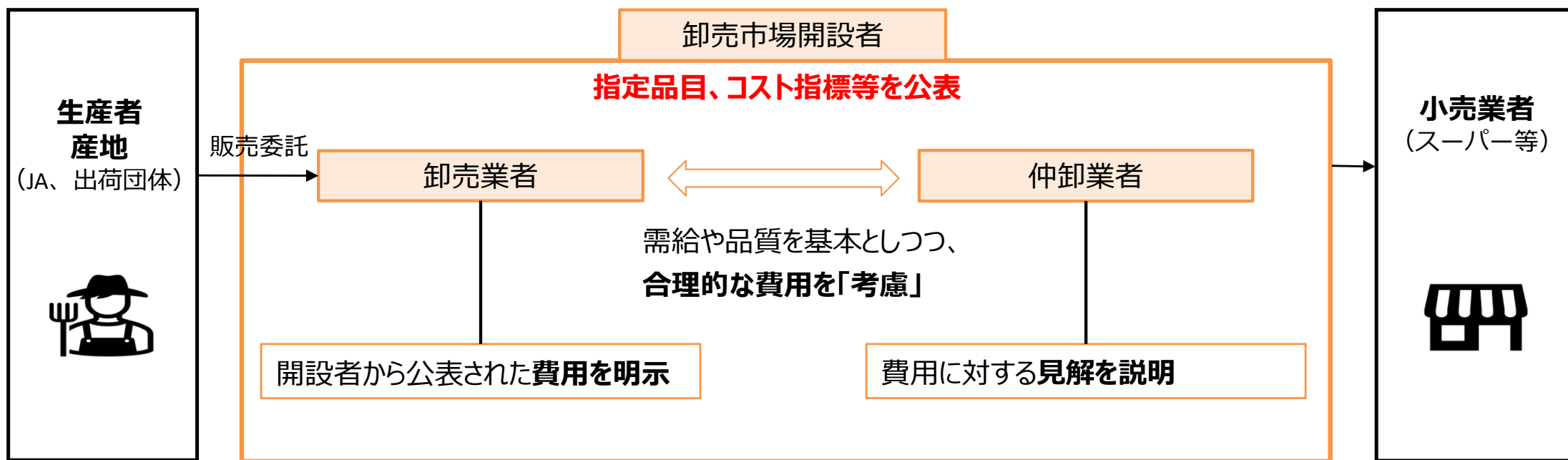
- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方向的に協力しない**。



市場取引での対応

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

2 持続的な食料システムの確立



- 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を法制化。
 - ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定。**
農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。
 - ② 国等は、融資・税制等により総合的に支援。

食品事業者、農林漁業者等

1 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画

(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

- 農林漁業者との連携強化を促し、地域を先導する意欲のある食品事業者（地域先導食品事業者）の取組を促進

(2) 流通の合理化

- 流通経費の削減や付加価値の向上等の取組を推進

(3) 環境負荷低減の促進

- 環境負荷低減の食品事業者の取組を促進

(4) 消費者の選択への寄与

- 消費者の持続的な供給に資する物の選択を推進

注) (1) ~ (4) には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

2 関係者によるプラットフォームを構築し、連携を促進する計画

- 地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く参加するプラットフォーム等を構築

農水大臣

基本方針

農水大臣

認定

国等

- 日本政策金融公庫による
長期・低利融資

- **中小企業等経営強化法**
との連携による**税制特例**

- **産業競争力強化法**との
連携による**環境負荷低減や**
事業基盤強化の支援

等

計画／計画策定主体／計画内容



○ 4つの主要な「事業活動計画」と、プラットフォームによる「連携支援計画」の策定主体、内容等は概ね表のとおり。

1. 事業活動計画

計画	計画策定主体			計画内容				
	食品等事業者	農林漁業者	研究開発事業者	必須の取組	任意の取組			
					経営力向上	研究開発	脱炭素化	事業再編
安定取引関係確立事業活動	◎	○	○	◎	○	○	—	○
流通合理化事業活動	◎	—	○	◎	○	○	—	○
環境負荷低減事業活動	◎	—	○	◎	○	○	○	○
消費者選択支援事業活動	◎	—	○	◎	○	○	—	○
支援内容				公庫・長期低利融資 等	中小企業等経営強化法の特例措置	農研機構の施設等の供用	産業競争力強化法の特例措置	産業競争力強化法の特例措置

2. 連携支援計画

計画	計画策定主体		計画内容	
	支援機関		必須の取組	任意の取組
				補助金で整備した施設の活用
連携支援事業	◎		◎	○
支援内容			機構の債務保証	補助金適正化法の特例措置

支援措置（活用イメージ）



支援措置	計画（例示）	取組内容（例示）	適用（例示）
融資	① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立 ② 流通の合理化 ③ 環境負荷低減の促進 ④ 消費者の選択への寄与	○ 農林漁業者との連携による 原材料調達の多角化 、流通コストの削減、製造工程等における 脱炭素化 、生産性向上・環境負荷低減等に資する 技術の導入 等を行う取組	○ 日本政策金融公庫の 長期・低利融資
税制特例			○ 中小企業等経営強化法 に基づく税制特例（中小企業経営強化税制） ・設備投資に対する税額控除・特別償却（即時償却を含む）
産業競争力強化法等との連携	③ 環境負荷低減の促進	○ 製造工程等の 脱炭素化 等を進める設備投資を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例（カーボンニュートラル税制） ・設備投資に対する税額控除・特別償却
	①～④のための技術の開発・利用の推進	○ ①～④のために 研究開発 を行う取組	○ 農研機構 による研究開発設備等の供用
	①～④のための事業再編	○ ①～④のために 事業再編 を行う取組	○ 産業競争力強化法 に基づく税制特例 ・事業再編に係る登記の税率軽減
	①～④を支援するためのプラットフォームの構築	○ 都道府県等の関係者による 連携推進体制 を構築する取組	○ 補助金適正化法 の特例 ・補助金で整備した施設の他用途への転用手続の簡素化

《参考》 持続的な食料システムの確立に向けた取組例①

（１）農林漁業者との安定的な取引関係の確立

農業者と食品製造業者の連携

- 食品製造業者は、国産原材料への切替を図るため、**自社農業法人を設立するとともに、地域のJAを經由して農業者と契約取引を拡大。**
- 国産サツマイモの調達増加に対応するため、**生産地の近くに1次加工施設、冷蔵・冷凍施設等を整備。**



（２）流通の合理化

ドライセンターの新設

- 食品小売業者は、物流費の上昇を踏まえ、**集配送を内製化**するため、既存の物流センターの隣地に**ドライセンター（常温）**を新設。
 - ・ 併せて、ドライセンター内の**ピッキング業務を効率化**するため、商品棚のピッキングする**商品をプロジェクター投影**で示す「**プロジェクションピッキングシステム**」を導入。**一層生産性を向上。**



《参考》 持続的な食料システムの確立に向けた取組例②

(3) 環境負荷低減の促進

温室効果ガス・食品ロスの削減

- 食品製造業者の製造工場では、**熱源の多くが化石燃料**の燃焼によるもの。
 - ・ 温室効果ガスを2030年度に2013年度比46%削減という目標の実現に向け、**非化石エネルギーの導入拡大**が課題。
- このため、製造工場内の**フライヤー**をガス式からIH式に変更するとともに、**酸化防止装置を導入**。
 - ・ **温室効果ガスの排出を削減**するとともに、揚げ油の劣化を抑制し、**油の使用量を削減**。



(4) 消費者の選択への支援

サステナビリティに配慮した製品の情報表示

- 食品小売業者では、農林漁業等の情報等を分かりやすく消費者に伝達し、消費者の選択につなげるため、**売場、ショッピングカート等にディスプレイ、電子ポップを設置**。
- これにより、**環境に配慮した食品等の生産者の取組や産地の情報**、食品を利用したレシピ等を動画を通じて分かりやすく**消費者にPR**。



《参考》 持続的な食料システムの確立に向けた取組例③

(1) ～ (4) のための技術の開発・利用

プラントベースフードの開発・実証・改良

- 食品製造業者では、気候変動等により調達が困難になるおそれがある食品の代替食品や、多様化する消費者ニーズへの対応を含め、**新たな食品の開発・実証・改良**を実施。
- こうした取組を通じて、**植物性タンパク質**を活用したプラントベースフード等の新商品の開発が進展。



黄えんどう豆
の麺



植物性の
スクランブルエッグ



植物性のかつお出汁

(1) ～ (4) のための事業再編

地域のスーパーの事業継承

- 地元の農林水産物の取扱いも多い、**地域密着型の老舗スーパーマーケット**では、**経営者の高齢化**が進み、**後継者不在**のままでは従業員の失業を招く上、**地域住民の生活に影響**が及ぶ可能性。
- このため、**事業継承を模索**し、取引先の**食品仲卸業者が事業を継承**。
 - ・ 食品仲卸業者は、従来の取引先等との関係を有効に活用し、販売先・調達先（**地域の農林漁業者**）との**取引を拡大**。





○ 関係者によるプラットフォームの構築と新たな食ビジネスの創出に向けた連携の促進

関係者によるプラットフォームの構築

- 岐阜県、NPO法人、研究機関、金融機関等の支援機関と農林漁業者、食品加工業者、流通・小売業者等の参画事業者によるプラットフォームを形成。

【プラットフォームにおける支援機関と参画事業者（事例）】

事務局：（一社）食農連携推進機構

支援機関：

【地方公共団体】岐阜県
【金融機関】(株)十六銀行、(株) OKB総研
【研究機関】岐阜県食品科学研究所
【関係機関】ぎふアグリチャレンジ支援センター 等

参画事業者：

【生産者】(株) 寺田農園、阿部農園、まんま農場、
(株) クリエイトファーマーズ
【食品加工業者】(株) 恵那川上屋、(株) 秋田屋本店
【流通・小売業者】(株) バローHD
【NPO】NPO法人こどもトリニティネット 等

【支援機関が連携して参画事業者に行う支援の内容】

- ① マーケティングリサーチ費用や実際の商品開発費用、機能性の分析に必要な研究開発費用等の補助等による支援 【岐阜県】
- ② 商品開発や機能性分析について支援 【研究機関】
- ③ 地域の実情やローカルフードビジネスに関する研修を実施 【一般社団法人】

等

支援・
創出



新たな食ビジネスの創出

- 子育て世代の食のニーズに応えるため、安心・安全な県内農産物を使った幼児食商品を、プラットフォームの支援のもと開発。
- 地域の子育て世代を応援する企業にも販路を拡大。



県産の素材を使った商品「GIFUTOシリーズ」を展開。